

調査事業に係る事後評価記載様式

市町村名	焼津市	協議会名	焼津市地域公共交通会議
------	-----	------	-------------

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会や市民分科会、庁内分科会を開催し、各種調査を通じて焼津市内の公共交通の問題・課題を把握したうえで、公共交通サービスの供給者・需要者の両面から関係者間の意見調整などを行い、本計画における具体的な目標を設定した。そして、目標達成のための具体的な施策メニューの検討を行った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

- ① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

焼津市の人口動態、人口分布、主要施設の立地状況、公共交通の現状、バス交通の便別・停留所別の乗降者数、交通流動等に係るデータ・資料を整理すると共に、バスの利用者や非利用者を含む地域住民へのアンケート調査、バス利用者が利用する主要施設「焼津駅」、「西焼津駅」、「焼津市立総合病院」におけるアンケート調査を行うなど、幅広い視点から地域における公共交通の問題点や課題を把握した。また、別途事務局と交通事業者等との間で打ち合わせを経た意見交換を行うなど、より現場に近い方々からの詳細な問題の把握、提案の収集にも努めている。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

- ② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

焼津市内を運行しているバスは、通勤・通学・通院・買い物など幅広い目的で利用されており、それぞれの施設の立地状況、各路線の利用状況や市町合併などを踏まえて、幅広い観点から路線設計を行った。

2 地域公共交通に関する目標の設定

- ① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

計画の目標として、(1)市民の満足度、(2)自主運行バスの年間利用者数、(3)自主運行バスの収支率、についてそれぞれ目標値を設定している。

市民の満足度については、市が毎年実施している市民意識調査のデータを用いることにより経年的に把握することが可能であり、事業の実施前後における継続したモニタリングが可能である。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

- ② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

上記目標のうち(1)は、本計画の基本方針である「市民の生活交通を確保するための公共交通ネットワークの構築」と「自主運行バスは、自動車を運転できない高齢者など、交通手段を持たない方の買い物・通院等をサポート」、(2)・(3)は、同じく基本方針である「利用状況をみながら不断の改善・見直しにより、持続可能な公共交通の運営」と「焼津市・交通事業者・地域住民等の連携を図り、公共交通を支える」が実現されているかを図る指標となっている。

また、市民の満足度の向上については、焼津市総合計画の目標とも整合しており、上位計画の内容を踏まえた目標設定としている。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

- ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

市民の日常生活に対する公共交通のサポート能力を向上させ、目標にもなっている市民満足度の向上とともに、一定程度の運行効率を確保するという利用者数・収支率の目標を達成するため、新たに公共交通空白地域を解消する新規路線の設計や地域ニーズに対応した路線の再編、さらにはデマンド運行の導入の検討など、効果・効率の両面を鑑みた路線再編と施策メニューを掲げている。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

Ⅲ 自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

- ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

計画の目標として、(1)市民の満足度、(2)自主運行バスの年間利用者数、(3)自主運行バスの収支率に関する目標値を設定しているが、これらの目標を達成するため、「基本方針と地域課題にもとづく、地域公共交通ネットワークの再編」、「結節点における公共交通総合案内板の設置」、「生活パターンにあった運行ダイヤの確保」、「高齢者が利用しやすい運賃割引制度の導入」、「デマンド運行の検討と実験的導入」などが取り組み事業として選定されている。これらの取り組み事業についての具体的な内容やスケジュールについては、法定協議会、市民分科会および庁内分科会において検討を行った。

- ② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

本計画の実施に係る具体的な達成目標(評価基準)で、市民の満足度については、「市内のバスを便利だと思ふ、もしくはどちらかと思ふと便利だと思ふ」と回答された方の割合を25.0%(平成26年度)、30.0%(平成30年度)とすることを掲げている。さらに、自主運行バスの年間利用者数は200,000人(平成30年度)、収支率は24.0%(平成23～30年度)として目標を定めている。市民の満足度については、毎年焼津市が実施している市民意識調査の結果として得られるとともに、利用者数と収支率については、継続的にデータを収集し、定期的な集計を行うこととしている。

- ③ 事業の実施主体が検討されたか。

事業の実施主体は、各事業ごとに焼津市地域公共交通会議や、焼津市・交通事業者・地域住民によるものとしている。特に、「地域公共交通ネットワークの再編」や「生活パターンにあった運行ダイヤの確保」、「PDCAサイクルの実施」等については、各主体間の十分な連携により実施していくものとしている。なお、バス交通やデマンド交通の運行については交通事業者への委託によって行われる予定であるが、実験の開始時期は次年度以降となるため、具体的な委託先などは今後協議していくこととなる。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

2 事業の実施環境

- ① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

平成23年度に実施される事業は「公共交通の活用方法に関する広報周知の徹底」、「PDCAサイクルの実施」、「公共交通に関する積極的な情報発信とマイバス意識の醸成」、「公共交通マップの作成」などであり、焼津市からの財政支出が予定されている。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

施策メニューの中では、市民に対し「公共交通に関する積極的な情報発信とマイバス意識の醸成」を行うこととしていると共に、「デマンド運行の検討と実験的導入」については、地域住民による運営の可能性も視野に入れている。

このような取り組みにより、利用促進や公共交通を地域全体で支えていくという意識の醸成を図っていくと共に、将来的には地域における自立した取り組みにつなげていくことを目指している。(別添の焼津市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

第1回法定協議会(平成22年1月15日)においては、協議会の要綱が決定され、制定されており、協議会(地域公共交通会議)が果たすべき役割については合意が得られている。調査事業は、その実施状況について庁内分科会や市民分科会を開催することで適宜報告・審議がなされている。また、今後の実施状況についても、そのモニタリングおよび分析等を法定協議会のみでなく、庁内分科会・市民分科会を含めた体制で行っていくことを予定している。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には、自治会連合会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会からの委員が6名入っており、地域住民代表としての立場から意見を頂いている。さらに、法定協議会の前には市民分科会を開催しており、より多くの住民の方の意見が反映される仕組みとなっている。また、交通サービスに対する要望等に係る住民アンケート調査および施設アンケート調査(バス利用者が多く集まる焼津駅、西焼津駅、焼津市立総合病院において実施)を実施し、調査結果について庁内分科会、市民分科会、法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。

2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第1回法定協議会においては法定協議会の設置要綱が決定され、それ以降の法定協議会においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されており、調査結果の報告、地域課題についての共通認識、計画の基本方針案の提示、連携計画案の提示等の各タイミングにおいて庁内分科会、市民分科会、法定協議会の各会議が適切に開催された。

- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の設置要綱において、議事の傍聴は原則可能であること、議事要旨は、市役所情報公開コーナーやインターネットのホームページにおいて会議開催後に公開されている。

3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

第5回法定協議会において、連携計画案を提示し地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について協議を行った結果、現時点での計画案に対する関係者間の合意が形成されたと共に、平成22年12月～平成23年1月にかけて市民等に対するパブリックコメントを実施し、そこで得られた意見などを反映させた計画の修正案を第6回法定協議会(2月に実施予定)に諮ることにより、最終的な合意形成を得る予定である。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

